

令和3年度

副食費の補足給付事業の御案内【茅ヶ崎市】

幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の要件を満たした場合、幼稚園（私学助成を受ける園）に支払った給食代のうち副食費（おかず代）が補助されます。

1 補助内容

幼稚園に支払った副食費のうち月額4,500円まで。（家から持参するお弁当は対象外です。）

※副食費とは、実費負担している給食費のうち、主食（お米、パン、麺等）以外の食材料費のことであり、牛乳やおやつ、お茶代を含みます。ミルク給食のみの場合でも補助対象となります。

※預かり保育に係る副食費は対象外です。

※幼稚園に支払った副食費の金額は、茅ヶ崎市から各幼稚園に証明依頼をします。

2 対象者

茅ヶ崎市に居住し、私学助成幼稚園に在籍する満3歳以上の園児で、次の①～③のいずれかに該当すること。

① 年収 360 万円未満相当世帯の園児

② 世帯の所得に関わらず、小学3年生以下の兄・姉が2人以上いる園児（対象園児が第3子以降の場合）

（例）対象となる場合○

きょうだい構成	①小学3年生	②小学1年生	③年長
対象児童の算定上	第1子	第2子	第3子 →対象

（例）対象とならない場合×

きょうだい構成	①中学1年生	②小学5年生	③年長
対象児童の算定上	—	—	第1子 →対象外

③ 市町村民税を課されない者に準ずる世帯の園児

※詳細はP3を参照ください。

3 対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に幼稚園に支払った副食費が対象です。

4 申請方法

要件に該当し、副食費の補助を希望される方は、受付期間中に子育て支援課の窓口にお越しいただき、申請をしていただくか、郵送により申請書一式をご提出いただく必要があります。受付期間を過ぎると申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

なお、申請書類一式は市ホームページ（※）からダウンロードできます。必要事項を記入しご作成ください。

（※）トップページ > くらし > 子育て
> 幼稚園 > 副食費の補足給付事業に係る申請（私立幼稚園）
<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/youchien/1041354.html>

①子育て支援課窓口で申請する場合

（１）申請にあたってお持ちいただくもの

①印鑑（朱肉使用のもの）

②申請者（保護者）名義の口座内容がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

（２）申請先：市役所 本庁舎 1階 子育て支援課（9番の窓口）

（３）受付期間：**令和4年1月11日（火）～令和4年2月25日（金）17：00【厳守】**
（土・日・祝日を除く）

②郵送で申請する場合

市ホームページ（※）から次の（１）の書類一式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、子育て支援課まで郵送してください。

（１）申請書類：

①補助金交付申請書（1世帯1枚）

②世帯構成員一覧表（園児ごとに1枚）

③同意書（1世帯1枚）

④請求書（1世帯1枚）

（２）送付先：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

茅ヶ崎市役所 子育て支援課 子育て推進担当 宛

（３）受付期間：**令和4年1月11日（火）～令和4年2月25日（金）【当日消印有効】**

5 交付時期

申請書類の審査の後、申請者あてに申請結果を送付します。また、補助が適当であると認められた場合は、申請者あてに決定通知書を送付し、補助金額をお知らせします。

指定口座への振込みは、令和4年5月の予定です。

【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市 子育て支援課 子育て推進担当
電話 0467-82-1111 内線2161～2

◆補助対象者の該当要件（次の①～③のいずれかに該当すること。）

該当要件	備考
①年収360万円未満相当世帯の園児	<p>園児の保護者及び同一世帯の方の令和3年度市町村民税所得割額の合算額が、77,101円未満に相当する世帯です。（市町村民税所得割額の確認方法はP4参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には、単身赴任等で別世帯の保護者も含まれます。 ・祖父母等と同居している場合、祖父母等の所得割額も合算する場合があります。 ・市町村民税所得割額に税額控除の適用がある方は、税額控除前（調整控除を除く）の金額が対象です。
②世帯の所得に関わらず、小学3年生以下の兄・姉が2人以上いる園児（対象園児が第3子以降の場合）	<p>兄弟順位として数えるのは、次の施設に在籍（利用）している方が対象です。</p> <p>小学校、幼稚園、認定子ども園、認可保育所、地域型保育事業、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設</p>
③市町村民税を課されない者に準ずる世帯の園児	<p>準ずる世帯は、保護者のいずれもが、以下の条件に当てはまる世帯のことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村の条例により令和3年度の市町村民税を免除された方 ②未婚のひとり親であって、現在婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていない方で、令和3年度の市町村民税が課されないこととなる方 ③生活保護を受給している方 ④里親である方

◎市町村民税所得割額の確認方法

・市町村民税が給与から引かれている方（主に給与所得者の方）

6月頃に勤務先から配付された令和3年度の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」をご覧ください。

・市町村民税を納付書又は口座振替で納めている方（事業を営んでいる方など）

6月頃に市から送付された令和3年度の「市民税・県民税納税通知書」をご覧ください。

・上記以外の確認方法として、令和3年1月1日時点で住民登録があった市町村で令和3年度の市町村民税課税証明書を取得（有料）し、ご確認いただくこともできます。

※市では、電話での税額確認は個人情報保護のためお答えできませんのでご了承ください。

※通知書の様式は市町村ごとに異なる場合があります。

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの控除によって減税された金額を足し戻した額が市町村民税の所得割額になります。

【主に給与所得者の方の例】

令和3年度の「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の欄をご覧ください。算定の基となる市町村民税所得割額は【税額控除前所得割額④】－調整控除額（※）（【税額控除額⑤】の一部）となります。

※調整控除額については各々で異なりますので「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」の裏面をご確認ください。

給与所得等に係る		市民税・県民税												
所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	富農等	不利益配当	給付	課税標準	総所得③				市民税	税額控除前所得割額④	
	給与所得			山林所得				山林所得					税額控除額⑤	
	その他の所得計			分譲短期譲渡			分譲長期譲渡					所得割額⑥		
所得控除	雑損		障・寡・勤	株式等の譲渡			株式等の譲渡					税額控除前所得割額④		
	医療費			上場株式等の配当			先物取引					税額控除額⑤		
	社会保険料		配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	除	先物取引					所得割額⑥		
	小規模企業共済		扶養	特同老	16歳未満	その他	同他未成者	特他寡者	特他寡者	特他寡者	特他寡者	均等割額⑦		
	生命保険料		基礎	配定老人			同他未成者	特他寡者	特他寡者	特他寡者	均等割額⑦	⑧		
	地震保険料		所得控除合計②				同他未成者	特他寡者	特他寡者	特他寡者	均等割額⑦	控除不足額⑨		
												既充当額⑩		
												既納付額⑪		
												差引納付額(⑩-⑪)		
												変更前税額⑫		
												増減額(⑧-⑫)		
												変更月	月	

裏面も御覧ください。